



島根県報

平成20年 3 月 7 日 (金)
第 1,963 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高 齢 者 福 祉 課)	1
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	1
建築士事務所登録簿等閲覧規程	(建 築 住 宅 課)	2
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	(")	2

訓 令

職員の任免発令式の一部改正	(人 事 課)	3
---------------	-----------	---

公 告

平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建 築 住 宅 課)	4
--------------------------	---------------	---

教委規則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	(高 校 教 育 課)	5
---------------------------	---------------	---

告 示

島根県告示第181号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第 1 項第 3 号の指定の辞退があったので、同法第 115条第 2 号の規定に基づき告示する。

平成20年 3 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開 設 者 の 名 称	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人慈誠会	介護療養型医療施設山根病院	浜田市熱田町1517番地 1	平成20年 2 月29日

島根県告示第182号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 3 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町大馬木2485 - 5、2485 - 6
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第183号

建築士事務所登録簿等閲覧規程を次のように定める。

平成20年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

建築士事務所登録簿等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この告示は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の9の規定に基づき、同条に規定する書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 登録簿等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、土木部建築住宅課内にこれを設置するものとする。

(閲覧時間)

第3条 登録簿等の閲覧時間は、午前8時30分から午後零時15分まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(臨時休日等)

第5条 知事は、登録簿等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第6条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(登録簿等の持出禁止)

第7条 登録簿等は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、登録簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、平成20年3月7日から施行する。

島根県告示第184号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料(平成19年島根県告示第11号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表浜田市の項中 「

-
(630円)

」 を 「

1,575円

」 に、

「

-
(525円)
-
(840円)

」 を 「

1,470円
1,785円

」 に改め、表出雲市の項中

「

天神団地	-
	(630円)

」 を

「

天神団地	1,575円
------	--------

」 に、

「

塩冶団地	-
	(945円)

」 を

「

塩冶団地	1,890円
------	--------

」 に、

「

-
(315円)
1,365円
(420円)

」 を 「

1,260円
1,365円

」 に改め、表江津市の項中

「

-
(525円)
-
(420円)
-
(420円)

」 を 「

1,470円
1,365円
1,365円

」 に改め、表簸川郡斐川町の項中

「

-
(315円)

」 を 「

1,260円

」 に改める。

訓 令

島根県訓令第 1 号

本 庁
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 3 項ただし書を次のように改める。

ただし、職員について昇給等の発令を行う場合にあつては別表第3に定める昇給発令通知書に、昇任、配置換、転任、出向、転職、兼職、事務取扱、心得、併任、解除、休業及び職務復帰、駐在及び駐在の解除、派遣及び派遣の解除、派遣及び職務復帰、研修及び研修の解除、指定及び指定の解除、事務代理並びに給料調整の発令（昇任及び配置換の発令にあつては、職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第4条第1項の規定により引き続き勤務する職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）を行う場合にあつては別に定める書面によることができる。

附 則

この訓令は、平成20年3月24日から施行する。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定に基づき公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の17第1項の島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成20年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

（二級建築士試験）

平成20年7月6日（日）午前10時から午後5時10分まで

（木造建築士試験）

平成20年7月27日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

平成20年9月14日（日）午前11時30分から午後4時まで

（木造建築士試験）

平成20年10月12日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 「学科の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市古志原4-1-10

島根県立松江工業高等学校

（木造建築士試験）

松江市 松江市古志原4-1-10

島根県立松江工業高等学校

(2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市古志原4-1-10

島根県立松江工業高等学校

（木造建築士試験）

松江市 松江市古志原 4 - 1 - 10
島根県立松江工業高等学校

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級・木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成20年 4 月 1 日 (火) から 4 月 7 日 (月) まで
受付開始日の午前10時から受付最終日の午後 4 時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力し申込みのこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35 - 3
社団法人 島根県建築士会
平成20年 4 月14日 (月) から 4 月18日 (金) まで

浜田市 浜田市原井町908 - 28
浜田建設会館
平成20年 4 月14日 (月) から 4 月15日 (火) まで

イ 受付時間

午前10時から午後 4 時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出すること。
ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成20年12月 4 日 (木) (予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
なお、「学科の試験」については、平成20年 8 月26日 (火) (予定)。

5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

6 その他

- (1) 設計製図の課題は、平成20年 6 月11日 (水) ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月 7 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第1号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則(昭和33年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

学 校 名(分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	200	200	200					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	40	40	40					
	情報処理科	40	40	40					
	マルチメディア科	40	40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校 (宍道分校)	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
					家政科	80	80	80	80
島根県立松江東高等学校	普通科	240	240	240					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	普通科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	建築科		40	40	建築科	40	40	40	40
	土木科		40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築都市工学科	40							
島根県立松江商業高等学校	商業科	160	160	160					
	情報処理科	40	40	40					
	国際ビジネス科	40	40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	80	80	80					
島根県立大東高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立横田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	200	200	200					
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立出雲高等学校	普通科	280	320	320	普通科	80	80	80	80
	理数科	40	40	40					
島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					

	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
	環境システム科		40	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	120	120					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立大社高等学校 (佐田分校)	普通科	280	280	280					
	体育科	40	40	40					
	普通科	40	40	40					
島根県立大田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科	120	120	160					
島根県立川本高等学校	普通科			80					
島根県立邑智高等学校	普通科			80					
島根県立島根中央高等学校	普通科	120	160						
島根県立矢上高等学校	普通科	80	80	80					
	産業技術科	40	40	40					
島根県立江津高等学校	普通科	80	80	80					
	英語科	40	40	40					
島根県立江津工業高等学校	機械科	40	40	40					
	総合電気科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立浜田高等学校 (今市分校)	普通科	200	200	240	普通科	40	40	40	40
	理数科	40	40	40					
	普通科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	80	80					
	国際情報ビジネス 科		40	40					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科) 漁業科	10	10						
	機関科								
島根県立益田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					

	生物生産工学科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	40	40	40					
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	120					
島根県立隠岐高等学校	普通科	80	80	80					
	商業科	40	40	40					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科) 漁業科 機関科	10	10						

別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

学校名	教育内容	学校に置く部							専攻科		
		幼稚部 定員	小学部及び 中学部		高等部			学科	定員		
					学科	学級区分	定員				
第1 学年	第2 学年	第3 学年									
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	50			理療科	30
						重複障害学級					
					保健理療科	単一障害学級					
						重複障害学級					
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	35			産業工芸科	20
						重複障害学級					
					産業技術科	単一障害学級					
						重複障害学級					
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	30				
						重複障害学級					
					被服科	単一障害学級					
						重複障害学級					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	48	40		
						重複障害学級	12	15	9		
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	32	40	24		
						重複障害学級	15	21	12		
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	8		
						重複障害学級	3	3	3		
						訪問学級	3				
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16		
						重複障害学級	6	6	6		

島根県立益田 養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	24	16	8		
						重複障害学級	3	3	3		
						訪問学級	3				
島根県立隠岐 養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8		
						重複障害学級	3	3	3		
島根県立松江 清心養護学校	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8		
						重複障害学級	9	9	6		
						訪問学級	3				
島根県立江津 清和養護学校	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8		
						重複障害学級	6	3	6		
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	8		
						重複障害学級	3	6	6		

